

条例に基づく紛争の解決を図るための体制整備について (※平成31年4月1日施行)

(助言及びあっせんの申立て)

第十八条 障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者は、前二条の規定による相談を経ても差別事案の解決が期待できないと認められるときは、知事に対し、当該差別事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。

2 障がい者の家族その他の関係者は、障がい者の意思に反して前項の申立てをすることができない。

3 第一項の申立ては、行為の日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から三年を経過した差別事案に係るものであるときは、することができない。

1 助言・あっせんの申立てができる者について

差別事案を相談することができる者と同じ。

※「その他の関係者」としては、障がい者の介助等を行う支援者などが想定されるほか、行政機関等も含む。

※「障がい者の意思に反して」について

- ・障がい当事者が助言・あっせんの手続による解決を望まないことを明示している場合を想定。
- ・障がいの種別や程度によっては、障がい当事者による意思の表明が容易でない場合も考えられ、申立てが不当に制約されないよう、障がい当事者の意思の確認は慎重になされる必要がある。
- ・そのため、この要件は、いわゆる「消極要件」として、障がい当事者が助言・あっせんの手続による解決を望まないことを表明している事情が客観的に明らかである場合に限定して運用されることが望ましい。
- ・また、上記の趣旨から、「障がい者の家族その他の関係者」には、事業者などは含まれないと解される。

2 助言・あっせんの対象事案について

- ・助言・あっせんは第三者機関が関与するものであり、相談員による調整などによる解決が容易な事案を対象にすることは、かえって解決に時間を要するなどの問題が生じるので、助言・あっせんの対象となる事案は、第16条又は第17条による相談を経ても解決が難しい差別事案とする。
- ・事案の発生から長期間経過すると、事実の確認などが困難になることもあるため、行為の日から3年以内のものとする。

（助言及びあっせん）

第十九条 知事は、前条第一項の申立てがあったときは、助言又はあっせんを行うものとする。ただし、助言又はあっせんを行うことが適当でないと認められるときは、この限りでない。

2 知事は、前条第一項の申立てがあったときは、当該申立てに係る差別事案の事実関係について調査を行うことができる。この場合において、当該申立てをした者（第二十三条及び第二十四条第六項において「申立人」という。）、相手方その他の関係人は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

3 知事は、助言又はあっせんを行うに当たり必要があると認めるときは、三重県障がい者差別解消調整委員会の意見を聴くものとする。

4 助言又はあっせんの対象となる差別事案の当事者が県又は地方独立行政法人であるときは、前項の規定にかかわらず、知事は、助言又はあっせんを行うに当たり、三重県障がい者差別解消調整委員会の意見を聴くものとする。

5 知事は、あっせんによっては前条第一項の申立てに係る差別事案の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

1 「助言又はあっせんを行うことが適当でない」場合について

個々の事案に応じて判断。例えば、

- (1) 申立てのあった事案が明らかに差別事案に該当しない場合
- (2) 申立ての時点で、相談員等による対応（助言、調整など）が十分尽くされていない場合
- (3) 当事者間の感情的対立が激しく、相手方当事者の参加が当初から期待できない状況にある場合
- (4) 知事が申立てのあった事案の事実関係を調査しても、事実関係の解明が難しい場合 などが考えられる。

2 知事による事実関係の調査について

関係人の協力義務を定めており、「関係人」とは、当事者のほか、従業者などを含める趣旨。例えば、事業者による差別事案の場合に、従業者への聴き取りを行うことなどが想定。

3 第三者機関（障がい者差別解消調整委員会）への諮問について

必要があると認めるときは第三者機関の意見を聴く（諮問する）仕組みを採用。なお、差別事案の当事者が県や県が設立した地方独立行政法人であるときは、第三者機関への諮問を義務付け。

4 あっせんの打ち切りについて

「差別事案の解決の見込みがない」という要件については、個々の事案に応じて判断。例えば、

- (1) 申立人の相手方が、あっせんの手続に参加する意思がない旨を表明。
- (2) 当事者の一方又は双方があっせんの打ち切りを申し出たとき。
- (3) 当事者の双方があっせん案を受諾しないとき などが考えられる。

(三重県障がい者差別解消支援協議会に対する報告)

第二十条 知事は、助言又はあっせんを行った結果明らかになった課題があると認めるとき又は次項の規定により三重県障がい者差別解消調整委員会から報告を受けたときは、当該課題又は報告について三重県障がい者差別解消支援協議会に報告するものとする。

2 三重県障がい者差別解消調整委員会は、前条第三項及び第四項の規定に基づく知事の諮問に応じて調査審議を行った結果明らかになった課題があると認めるときは、当該課題について知事に報告するものとする。

- ・ 助言・あっせんの結果明らかになった課題（事業者の財政事情等により、合理的な配慮として対応できることに限界があるなど）について、三重県障がい者差別解消支援協議会でその方策を検討することとしていることから、その課題を同協議会が把握できるよう、知事が、同協議会へ報告。

(勧告)

第二十一条 知事は、助言又はあっせんを行った場合において、差別事案に該当する行為をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、当該者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。

- ・ 助言・あっせんは、当事者間での自主的な問題解決を援助するためのものであり、助言・あっせんに従うかどうかは、当事者に委ねられている。
- ・ しかしながら、助言・あっせんに従わないことに正当な理由があると認められないような場合に、何らの措置も行わないこととすると、助言・あっせんの実効性が担保されず、当該手続の意義が損なわれるおそれがある。
- ・ よって、正当な理由がないと認められる場合には、差別をしたとされる当事者に助言・あっせんに従うよう勧告し、問題解決のための行動を促す。

(意見の聴取)

第二十二條 知事は、前條の規定による勧告をする場合には、あらかじめ、期日、場所及び事案の内容を示して、勧告の対象となる者又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、これらの者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで勧告することができる。

- ・ 勧告は、法的な拘束力のないものだが、事業者等の活動に事実上の影響を与えることも考えられることから、手続の適正を担保するため、意見聴取の手続を規定。

(助言及びあっせんの状況の公表)

第二十三條 知事は、差別事案の発生防止又は差別事案が発生した場合における当該差別事案の解決に資するため、助言又はあっせんを行った場合において、申立人、相手方その他の関係人の秘密を除いて、必要な事項を一般に公表することができる。

- ・ 他の差別事案の発生防止や他の差別事案が発生した場合の自主的解決の基準の形成に資するよう、助言・あっせんの状況を公表することができることとしている。

(参考)

障害者差別解消法における、相談及び紛争の防止等のための体制の整備に関する規定

【障害者差別解消法】

第 14 条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。